## ○興部町合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱

(平成22年11月26日訓令第21号)

改正: 平成30年2月8日訓令第1号

(目的)

第 1 条 この要綱は、生活雑排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に資するため、合併処理浄化槽を設置する者に対し補助金の交付を行い、合併処理浄化槽の設置促進を図ることを目的とする。

## (用語の定義)

第2条 合併処理浄化槽とは、し尿と生活雑排水を併せて処理する浄化槽であって生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)除去率90パーセント以上、放流水のBOD20ミリグラム/リットル(日間平均値)以下の機能を有するもので、国土交通大臣が認定したものをいう。

## (補助金の交付)

- 第3条 町長は、公共下水道整備区域以外の町内全域において、興部町公共下水道条例(昭和63年条例第15号)第7号に規定する排水設備工事指定業者 (以下「指定業者」という。)により合併処理浄化槽を設置する者に対して、補助金を交付する。ただし、次の各号の一に該当する者に対しては、補助金は交付しない。
  - (1) 建築基準法 (昭和 25 年法律第 202 号) 第 6 条第 1 項に基づく確認、又は 浄化槽法 (昭和 58 年法律第 43 号) 第 5 条第 1 項に基づく届出を行ってい ない者
  - (2) 町税を滞納している者

## (補助金額)

第4条 補助金の額は、次の表の左欄に掲げる区分につき、それぞれの右欄に 定める補助基準額に4分の3を乗じて得た金額以内とする。 ただし、前条第 1項に定める指定業者のうち町外に所在地のある指定業者により設置する者 は、2分の1を乗じて得た金額以内とする。

区分	補助基準額
5 人槽	939, 000 円
7 人槽	1,095,000円
10 人槽以上	1,392,000円

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附則

(施行期日)

第1条 この訓令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成22年度に限り、使用開始日が平成22年4月1日以降であった場合は、第5条以降の手続があったとみなし、第3条第1項中の指定業者及び同条第3号の規定は適用しないものとする。

附 則(平成30年2月8日訓令第1号) この訓令は、公布の日から施行し、平成30年1月1日から適用する。